

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

小美玉市教育委員会教育長 加瀬 博正
小美玉市立納場小学校長 横山 英幹

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う学校の臨時休業について（お知らせ）

日頃から本市の教育行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保護者の皆様には、過日、学校を再開することをお知らせしたところです。しかしながら、昨晚、国が新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発令したことを踏まえ、本市でも感染リスクが高まっていることが懸念されるため、本市においては、再度、令和2年4月13日（月）から5月8日（金）まで臨時休業といたします。

つきましては、臨時休業期間中について、下記のとおりといたしますので、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、4月13日（月）の臨時休業開始日までの間に感染が心配で登校を見合わせる場合は、「欠席」ではなく、「出席停止」となります。

また、今後においては、本市を含め、近隣自治体等における感染症拡大等の状況を見極め、必要に応じ、臨時休業の延長を検討してまいります。

記

1 臨時休業期間 令和2年4月13日（月）～5月8日（金）

2 臨時休業期間中の過ごし方について

（1）お子様の健康管理について

- ・基本的に自宅で過ごすようにしてください。（図書館や公民館の利用は控えてください。）
- ・集団感染が確認された場所に共通する「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なる場所を避けてください。
- ・検温など朝晩の健康観察を行い、体調の変化に気を付けてください。
- ・咳エチケットや手洗いを徹底し、こまめにご自宅のドアノブやテーブルを消毒するなど基本的な感染症対策をお願いいたします。
- ・免疫力を高めるために、バランスのよい食事、適度な運動に努めてください。また、こまめにうがいなどを行ってください。

（2）家庭での学習について

- ・生活や学習の計画を立てて取り組むなど、規則正しい生活ができるようにしてください。
- ・それぞれの学校において作成したプリントやドリル等を活用して学習を進めてください。

(3) その他

- ・臨時休業期間中に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合や感染者との濃厚接触の可能性が疑われる場合は、学校に連絡してください。

3 部活動について（小学校の金管バンドを含む）

- ・臨時休業期間（5月10日）まで、部活動は中止とします。

4 学校の授業日について

- ・夏季休業期間を短縮し、授業を実施します。

第1学期 5月11日（月）～8月 7日（金）

夏季休業 8月 8日（土）～8月21日（金）

第2学期 8月24日（月）～

5 学童保育について

- ・臨時休業期間中の開設時間は、午前8時から午後6時30分とし、保護者送迎、弁当持参とするなど、長期休業期間と同様の対応とします。
- ・学童保育の預かりについては、感染拡大防止の観点から低学年（小学1年生～3年生）を対象とし、高学年（小学4年生～6年生）については自宅で過ごすことを原則としておりますので御理解、御協力をお願いいたします。
- ・感染拡大防止の観点から、できる限り自宅で過ごすようにしてください。また、発熱等風邪の症状がみられる場合は、利用を控えてください。

6 預かりのできない児童への対応について

- ・共働き家庭等留守家庭で預け先が確保できない場合は、個別に相談に応じ、学校で預かります。学校に問い合わせてください。
- ・預かり時間は、午前8時30分から午後3時とし、保護者送迎、弁当持参とするなど、長期休業期間と同様の対応とします。

7 その他

- ・すべての家庭を対象に週1回程度の電話連絡等を行い、お子様の様子を確認させていただきます。
- ・御心配なことがあれば、学校までご相談ください。
- ・5月11日（月）の学校再開時の日程や準備物については、各学校のホームページ、メール配信等でお知らせします。

お問い合わせ
小美玉市教育委員会指導室
0299-48-1111